



芦ノ湖に住む魚と湖の関係を話す芦之湖漁協副会長の福井達也さん。児童らは説明を聞いたりメモを取ったりしながら真剣に話を聞いていました。

箱根の森小学校では、地域の産業を学ぼうと4年前から芦之湖漁業協同組合（芦之湖漁協）の協力により、箱根の水産業に関する授業が実施されています。また、座学だけではなく、以前からヒメマスの記念放流や採卵体験を通じて、自然と生命の尊さも伝えていきます。

12月18日、5年生を対象に行われた授業を取材しました。この日の授業では、芦ノ湖の今、芦之湖漁協の取り組み、芦ノ湖に住む魚の話を通じて、芦ノ湖を大切にしていけることの重要性が児童らに伝えられました。

芦之湖漁業協同組合×箱根の森小学校 地域の産業を学ぶ！

■芦ノ湖と魚の関係

芦ノ湖は、冬は5度程度まで下がりますが湧水であるため凍らず、夏は27度以上にもなりません。

水温が変動するため、冷水を好む魚（サクラマス・ヒメマスなどのマス類）と、温水を好む魚（コイ・ウグイなど）の両方が一緒に生息できる湖です。

■汚染から復活した芦ノ湖

1960年代の高度経済成長に伴って生活排水や観光施設からの排水が湖に流入し、透明度を失った芦ノ湖では、急激に水質汚染が進みました。

通常、夏場は表水温が上がるため、ヒメマスは水深12m以上の冷たい水域で生活します。浅瀬は温水、深部は冷水に分かれ、それぞれが混ざらない魚の生息域の境界線は水温躍層ができませんが、汚染により生活の場である深部の酸素が失われ、住めない環境になっていました。そこで、県と町が共同で取り

組んだのが、芦ノ湖周辺の公共下水道の整備です。昭和60年に設置、平成4年に稼働し、美しさ、透明度を取り戻すことができた今では、餌となる良質なプランクトンが育ち、ワカサギやヒメマスなどの成長に良い影響をもたらしています。

■芦之湖漁協の仕事

160人ほどの組合員は、貸ボート屋や宿泊施設、飲食店など、主に釣り人との関わりで生計を立てており、漁協はそれらの遊漁収入と遊漁料で運営されています。（13人ほどのワカサギの刺し網漁師も現存し、秋から春にかけて漁が行われます）

魅力的な魚を育成し増やす。これを「増殖」といいますが汚染から回復した現在では、ワカサギを増やして、サクラマスをはじめとした他の魚の餌とし、自然に近い形でこれらの魚を増殖させることができている。

また、商品開発にも積極的に取り組んでいます。また、商品開発にも積極的に

「町の魚」ワカサギは、温水でも冷水でも生息可能です。芦之湖漁協では、ふ化から放流まで管理できる「孵化筒」という装置を用いた「芦ノ湖水槽内自然産卵法」という採卵方法で採卵し、自然産卵後も生きているワカサギを湖に戻しています。前述のとおり、餌の役割も担うワカサギは、芦ノ湖にとってなくてはならない存在です。

■ヒメマスが住むことの意味

明治42年に北海道十和田湖から移植されたヒメマスは、8、14度ほどの低水温で生息します。芦ノ湖は、彼らの生息の南限（芦ノ湖より南では生きられない）といわれています。

もし温暖化が進んでしまったら、芦ノ湖でも生息が難しくなるかもしれません。一人ひとりのちよつとしたエコ活動で、魚の住み家を守りましょう。

～洞爺湖漁業協同組合から災害見舞品が届きました～

12月上旬、洞爺湖漁業協同組合（組合長 篠原功さん）から、芦之湖漁協に災害見舞品として、ヒメマスの活魚卵が贈られました。オレンジがかった赤色の卵およそ2万粒は、消毒、検卵とていねいに処理が施され、小さな水槽に移されました。今後は発眼、ふ化を待って、1日6～7回の餌付けをしながら成長に寄り添うとのことでした。

元々国内でのヒメマスの養殖は、北海道で最初に始まったそうです。今回の届けられた卵たちが無事に成長し、芦ノ湖に放流される日を楽しみに待ちたいですね！



税の申告は

お早めに！

照会先 税務課 ☎85-7750

所得税・事業税・住民税の申告相談会

（国・県・町共催）

税理士による無料相談の他、確定申告書や住民税申告書の受け付けも行います。

日時 2月4日（木）

午前の部 9時30分～12時

（受け付けは11時まで）

午後の部 13時～15時30分

（受け付けは14時30分まで）

場所 仙石原文化センター

持ち物 添付する書類、印鑑など

住宅用地・償却資産の申告と家屋の滅失届の提出は1/20(水)までに

住宅戸数を変更した方、家を取り壊した方、償却資産を所有している方は、1月20日（水）までにそれぞれ申告または届け出の提出が必要です。

○住宅戸数を変更した方

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。

平成27年1月1日現在と28年1月1日現在で、住宅戸数に変更がある方は、住宅用地の申告が必要です。

税務課にある申告書に必要事項を記入し、提出してください。

償却資産の対象（例）

- 〈飲食店〉
- ・厨房設備
- ・冷蔵庫
- ・レジスター
- ・カラオケセット など



- 〈理容業・美容業〉
- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など



- 〈医院〉
- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など



- 〈小売店〉
- ・商品陳列ケース
- ・自動販売機
- ・冷蔵ストッカー など



○償却資産を所有している方
毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産（ホテル・旅館・保養所・飲食店・小売店など）については、償却資産として申告が義務付けられています。これらの資産を所有している方は、申告用紙を提出してください。

○家を取り壊した方
固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成27年1月2日～28年1月1日の間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、手続きをしてください。

法人町民税および償却資産の申告、給与支払報告書の提出は eL T A X（エルタックス）で！
◆eL T A Xホームページ◆ <http://www.eltax.jp>

給与支払報告書など法定調書の提出は2/1(月)までに

平成27年分の給与所得の源泉徴収票や、報酬支払調書、不動産使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署に、また給与支払報告書は平成28年1月1日現在の受給者の居住地を所管する市区町村に、いずれも2月1日（月）までに提出してください。

青色申告会 確定申告指導会場の開設

経験豊富なスタッフが、決算書・申告書の作成を指導します。（税理士による無料相談コーナーあり）

期間 2月1日（月）～3月15日（火）
（2月中の土曜日は休業）

時間 9時～15時

（最終日は14時まで）

場所 青色会館3階大ホール

（小田原市本町2-3-24）

照会先 （公社）小田原青色申告会

☎0465-24-2614